

輸管塾

# 輸出管理の原点

---

## 「該非判定」

山根 技術士事務所

2022年10月

# 輸出管理の基本的なプロセス

## ◆輸出管理の基本的なプロセス

- ✓ 「貨物の輸出」や「技術の提供」において  
経済産業大臣の**許可の要否**を確認すること

## ◆輸出管理の基本的なプロセス(1)

- ✓ その行為は、**輸出管理の対象に該当するか否か！**  
の確認を行う

最初の第一歩で扱いを間違えると、  
法令違反に直接繋がるおそれがあります！

# 輸出とは？

## ◆輸出とは？

- ✓ 日本から外国に送り出すこと
- ✓ 送り出す形態、理由、価格等は判断基準にならない  
(自分で持って行く、戻ってくる、サンプル品、無償等)
- ✓ 商取引以外でも製造委託をはじめ、様々な局面で  
輸出になる (試作品、サンプル、製造設備等の送付)

- ・輸入した製品に不具合があったので、修理のために一旦**返品**する
- ・海外出張の際に、手荷物でサンプル品や試作品を**持参**する
- ・「現地工場を使うから渡しておいて」と云われたので、**宅配便**で送付する

# 輸出とは？

## ◆ 輸出する貨物等の全てについて輸出管理は必要です

対象	ポイント
製品・部品の輸出(一般的輸出)	リスト規制該当なら許可必要
カタログ品の輸出	カタログ品か否かは判断基準にならない
無償サンプルの提供	有償か無償かは判断基準にならない
海外子会社との取引	自社関連企業か否かは判断基準にならない
中古設備の輸出	中古品でもリスト規制品なら許可対象
不良品の返品、修理のための返送	返品でもリスト規制品なら許可対象
以前と同じものを出荷 過去に該非判定を実施済の貨物・技術	同じものかどうかは判断基準にならない 最新の規制内容に基づく該非判定が必要
海外出張時のハンドキャリー	ハンドキャリーも輸出(リスト規制品なら許可必要)
国際会議での発表、海外展示会への参加	発表・出荷内容がリスト規制該当なら許可必要
技術情報を <b>非居住者</b> 宛にメール送信 自社の海外グループ会社勤務者の 一時帰国時の技術情報提供	リスト規制技術の <b>非居住者</b> 向け提供は許可必要 (一時帰国者は、非居住者の扱いとなる)
国内での研修生の受入れ	国内での技術指導も、リスト規制技術の <b>非居住者</b> 向けの提供は管理の対象となる

# 輸出管理の基本的なプロセス(2)

## ◆輸出管理の基本的なプロセス(2)

- ✓ 輸出する貨物や提供する技術が、  
リスト規制に該当する場合は、  
原則 経済産業大臣の許可が必要となる。
- ✓ リスト規制に該当するか否かを判定すること  
= **該非判定**

該非判定を間違えると

法令違反に直接繋がるおそれがあります！

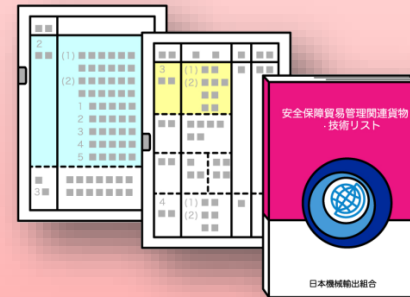
# 該非判定とは？

輸出管理では該非判定が重要と聞きますが、「該非判定」とはどのようなものですか？



該非判定とは、輸出しようとしている貨物・技術が、法令によってリスト化された貨物・技術に該当するか否かを確認(判定)することです。

大量破壊兵器・通常兵器の開発、製造、使用等に用いられる貨物・技術が法令(外為法)によってリスト化され、品目及びスペック(仕様)が規定されています。



# 該非判定とは？



輸出する際には、該非判定の結果に応じて、  
経済産業大臣の許可が必要かどうかを判断します。

## リスト該当

リストに掲載されている貨物・技術 = 「リスト規制貨物・技術」

原則として経済産業大臣の許可が**必要**です。

## リスト非該当

リストに掲載されていない貨物・技術 = 「キャッチオール規制貨物・技術」

大量破壊兵器または通常兵器に用いられるおそれのある  
場合を除き、経済産業大臣の許可は**不要**です。

該非判定を間違えると  
法令違反に直接つながりますので、  
正確な該非判定が必要です。



# 規制対象品目

## (輸出令別表第1での規制品目)

### 別表第1の項番

リスト規制品目	大量破壊兵器	①	武器	…鉄砲、爆発物、火薬類、軍用の細菌製剤等
		②	原子力	…核燃料物質、原子炉、重水素、周波数変換器、直流電源装置等
		③-1	化学兵器	…毒性物質の原料、耐腐食性の弁、ポンプ、反応器、貯蔵容器等
		③-2	生物兵器	…細菌製剤の原材料、クロスフローろ過機、凍結乾燥器、発酵槽等
	④	ミサイル	…ロケット、推進装置、無人航空機に使用できる集積回路等	
	通常兵器	⑤	先端材料	…ふっ素化合物製品、芳香族ポリイミド製品、潤滑剤、複合材料等
		⑥	材料加工	…軸受、数値制御工作機械、ロボット、測定装置等
		⑦	エレクトロニクス	…集積回路、半導体素子、周波数分析器、半導体基板等
		⑧	コンピュータ	…高性能電子計算機(ニューラルコンピュータ、光コンピュータ等)
		⑨	通信装置	…暗号装置、特殊な通信装置等
		⑩	センサ・レーザ	…光検出器、特殊カメラ、レーダー、レーザー発振器等
		⑪	航法関連	…加速度計、航法管制装置、ジャイロ天測航法装置等
		⑫	海洋関連	…潜水艇、水中用のロボット等
		⑬	推進装置	…ガスタービンエンジン、人工衛星、無人航空機等
		⑭	その他	…粉末状の金属燃料、火薬、催涙剤等
⑮		機微品目	…電波の吸収材、核熱源物質、水中探知装置等	
キャッチオール規制	⑯	補完品目	…①から⑮の項に属さないもの(ただし、食料品・木材等を除く:注)	

(注)HS品目による分類:次頁を参照

# 規制対象外の品目

# (関税定率法別表での分類)

16項に該当しない貨物: 関税定率法別表

第1類～第24類、第41類～第53類、第60類～62類、  
第64類～第67類、第94, 第96, 第97類

数字が小 ↓ 大 (加工度がアップする傾向)

← 生きているもの～食品関連等		← 化学品関連等		← 衣類・靴等身につける製品等		← 石製品、金属製品、機械、その他の製品		
<b>第1部</b> 第1類 生きている動物  第2類 肉  第3類 魚  第4類 酪農品等 食用の動物性生産品  第5類 その他の動物性生産品  <b>第3部</b> 第15類 油脂  <b>第4部</b> 第16類 肉・魚等の調製品  第17類 糖類・砂糖菓子  第18類 ココア・その調製品  第19類 穀粉・穀物・ミルクの調製品・ベーカリー製品  第20類 野菜・果実の調製品  第21類 各種の調製食品  第22類 飲料(酒類含む)・食酢  第23類 食品から出たくず・調製飼料  第24類 たばこ 	<b>第2部</b> 第6類 植物  第7類 野菜  第8類 果実  第9類 茶・香辛料  第10類 穀物  第11類 穀粉 種・飼料用植物 第12類 種・飼料用植物 第13類 樹脂・エキス 第14類 植物性生産品 	<b>第5部</b> 第25類 塩・土石類  第26類 鉱石  亜和鉱 第27類 鉱物性燃料  <b>第6部</b> 第28類 無機化学品 第29類 有機化学品 第30類 医薬用品  第31類 肥料 第32類 着色料・ペイント・インキ  第33類 香料・化粧品類  第34類 界面活性剤・ろう 調製洗剤  第35類 たんぱく系物質 変性でんぷん・接着剤  第36類 火薬類  第37類 写真用の材料 第38類 各種の化学工業生産品  <b>第7部</b> 第39類 プラスチック・その製品  第40類 ゴム・その製品 	<b>第8部</b> 第41類 原皮・革 第42類 革製品・容器類  第43類 毛皮・その製品  <b>第9部</b> 第44類 木材・その製品  第45類 コルク・その製品 第46類 植物材料の製品  <b>第10部</b> 第47類 パルプ 第48類 紙・その製品 第49類 印刷物  <b>第11部</b> 第50類 絹・絹織物 第51類 羊毛・獣毛・これらの織物 第52類 綿・綿織物 第53類 その他の植物性紡織用繊維・その織物 第54類 人造繊維の長繊維・その織物 第55類 人造繊維の短繊維・その織物 第56類 ウォッシング・フェルト・不織布・ 特殊糸・絹・ケーブルこれらの製品 じゅうたん、その他床用敷物  第58類 特殊織物 第59類 表面加工織物 第60類 プリヤス織物 第61類 プリヤス織物の衣類 第62類 織物の衣類  第63類 紡織用繊維のその他の製品 中古衣類 	<b>第13部</b> 第68類 石の製品  第69類 陶磁製品  第70類 ガラス  <b>第14部</b> 第71類 貴石・貴金属・ これらの製品  <b>第16部</b> 第84類 原子炉・機械類  第85類 電気機器、音声・映像の 記録・再生・送信・受信機器  <b>第19部</b> 第93類 武器  	<b>第15部</b> 第72類 鉄鋼 第73類 鉄鋼製品 第74類 鋼・その製品 第75類 ニッケル・その製品 第76類 アルミニウム・その製品 第78類 鉛・その製品 第79類 亜鉛・その製品 第80類 すず・その製品 第81類 その他の卑金属・その製品  第82類 卑金属製の工具・道具  第83類 各種の卑金属製品  <b>第17部</b> 第86類 鉄道 第87類 自動車 第88類 航空機 第89類 船舶  <b>第18部</b> 第90類 光学機器・ 測定機器・医療用機器  第91類 時計  第92類 楽器 	<b>第20部</b> 第94類 家具・照明器具・ 寝具・プレハブ  第95類 がん具・運動用具  <b>第21部</b> 第97類 美術品、こつとう 		

# 該非判定の時点

該非判定を必要とする時点について、  
注意することはありますか？



## ① 原則:引合～契約前

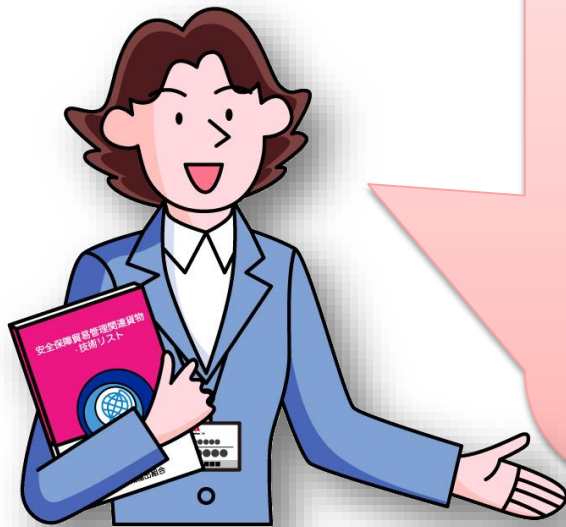
やむを得ぬ理由により受注決定後になる場合は、  
遅くとも出荷前までに確認する。

## ② 法令改正時:

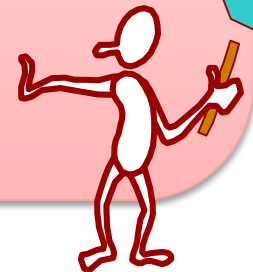
事前に判定結果が登録されている場合には、  
必ず判定結果の見直しを行う。

## ③ 通関時での指導等:

海貨業者、税関等により判定確認の  
指示等があった場合



税関



# 該非判定の手順

該非判定は、「輸出管理の原点」となる  
最も重要な業務と理解しました。  
では、どのような手順で実施するのでしょうか？



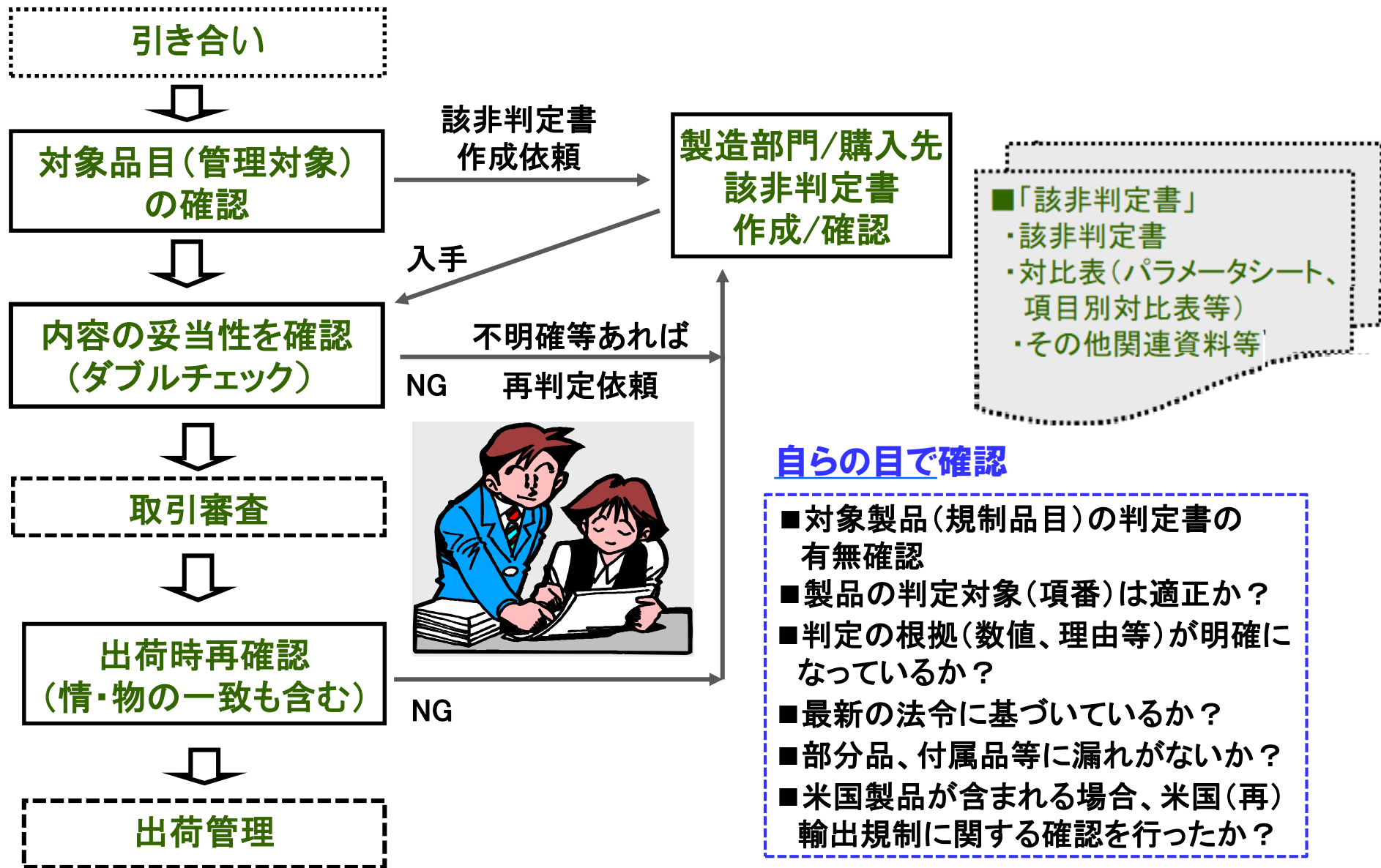
## ① 該非判定書を入手する！

原則として、**全品目**で実際の出荷内容に即した適正な該非判定書を確認します。購入品の場合は、メーカー・サプライヤー等から入手してください。

## ② 入手した該非判定書を確認する！

入手した該非判定書に誤りがないか、必ず確認する。  
(他社判定を鵜呑みにせず、自分の目で、チェックしましょう！)

# 該非判定の手順



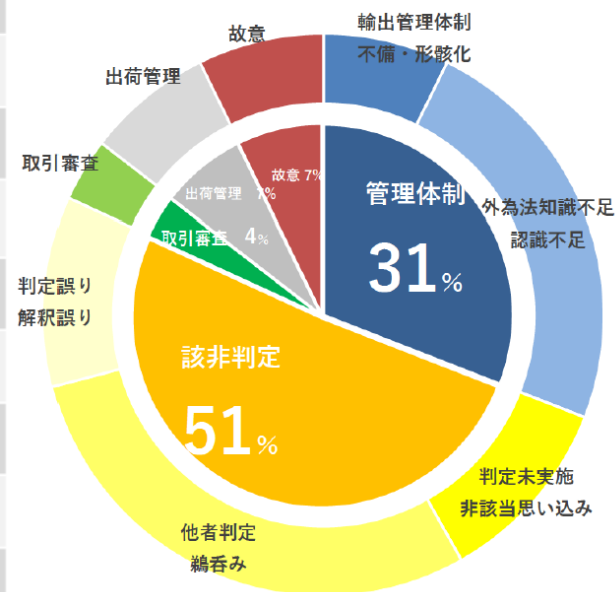
# 該非判定は何故重要？（最近の違反事例分析）

◆法令違反をした場合は、法律に基づき罰せられる場合がある。  
（刑事罰、行政制裁 + 法律以外の影響（企業イメージ悪化、株主代表訴訟等））

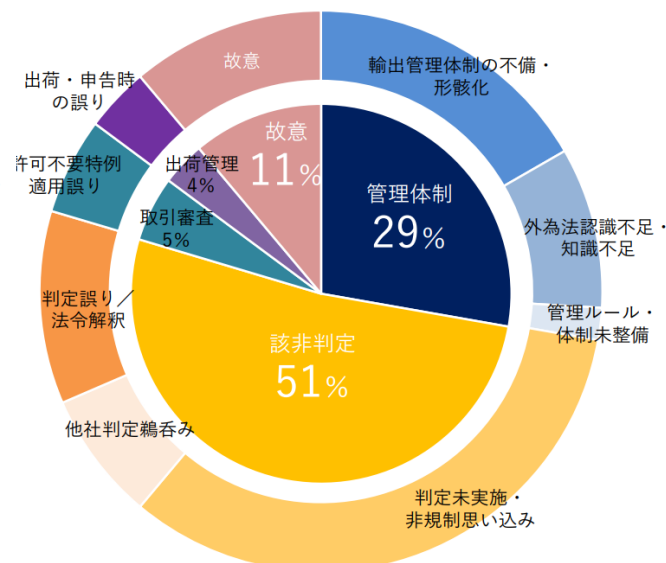
2020年 21年

分類	違反原因	割合	割合
管理体制	輸出管理体制の不備・形骸化	7%	18%
	外為法認識不足・知識欠如	24%	9%
	管理ルール・体制未整備	0%	2%
該非判定	判定未実施／非規制思い込み	11%	33%
	他者誤判定鵜呑み	29%	7%
	判定誤り／法令解釈誤り	11%	11%
取引審査	許可不要特例適用誤り	4%	5%
	許可申請等誤り	0%	0%
出荷管理	出荷・申告時の誤り	7%	4%
故意	故意	7%	11%

2020年度



2021年度



- 該非判定未実施・他社判定鵜呑みなど「該非判定」の違反が51%と最多
- 次いで輸出管理体制不備、など「管理体制」の違反が約30%

# 該非判定書について

- ・リスト規制品目（輸出令別表第1、外為令別表の第1～15項）に該当するか否かの判定結果を証明する書類。
- ・その様式は特に法律で定められてはいないが、判定ツール（項目別対比表、パラメータシート等）を使用して導いた結果を自社の専用フォーマットに落とし込んだものが多い。
- ・輸出に際して、税関・通関業者等に根拠資料として提出する。
- ・間接輸出の場合、国内顧客に参考資料として（必要に応じて）提出する。

## 該非判定書

経産省ガイドンスより抜粋

該非判定 責任者	該非判定 上長	判定者

承認年月日	
貨物又は技術の名称 (型名等)	
貨物又は技術 の仕様等	
該非判定部門名 (判定責任者名)	
該非結果	<貨物>輸出令別表： 項 号 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 対象外 (貨物等令： 品 項 号) <技術>外為令別表： 項 号 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 対象外 (貨物等令： 品 項 号)
判定理由	
判定根拠資料	

# 該非判定確認について

- ・輸出者が該非判定確認(結果)の責任を負う。  
(他社の製品を輸出する場合においても)
- ・商社が扱う製品は全て購入品であるが、  
出荷に際しては、漏れのない確認(手続き)が必要。

①出荷する製品に対して、購入先からの必要な  
該非判定書が添付されているか？

②該非判定書の内容を鵜呑みにしない。

1)最新の法令に基づいているか？

2)判定結果が信頼(理解)できるか？

(明確な数値や理由の記載)

⇒最終的には、税関で説明

自分で納得できないものは、税関でも同じ。

# 該非判定確認における留意点

## ◆判定対象

本体製品だけでなく、制御装置・附属装置・プログラム等が組込まれる(外付けされる)場合、または試験・検査用の装置等がある場合は、全てリストアップする。

## ◆保守・予備等の扱い

部分品、副資材等が単体で規制対象となる場合がある。

⇒ 電源、ポンプ、バルブ(弁)、コンデンサ、カメラ、潤滑剤等々

## ◆輸入品返却時等の扱い(自主判定する)

⇒輸入元に返却する場合は、外為法の規制に従った手続きが必要

- ・輸出国での該非判定を参考にする。(輸出申告書、HSコード等も)
- ・外国メーカー等により、関連資料を入手する。

# 最後に

1. **該非判定は、安全保障貿易管理の原点**  
⇒ここで判定ミスを起こすと、法令違反に繋がるおそれあり
2. **輸出者が該非判定(結果)の責任を負う**  
⇒自分の目で確認を行う (他社判定を鵜呑みにしない)
3. 帳票類は「提出するために作成する」ものではありません  
⇒自分達が**ルール通りに作業を行っている証拠**です
4. 疑問に感じたら、(悩まないで)専門部署に相談する

## ◆該非判定の理解は、結果(実績)の活用が有効！

⇒自部門での判定実績をリスト(データ)化する

- \* 自分達のもので結果を再確認(トレース)
- \* 事例の蓄積、共有化
- \* 該非判定の効率化、迅速化
- \* その他